令和５年度山形市ＳＵＫＳＫ（スクスク）メニュー募集要項

１．目的

山形市では、市民の健康寿命を損なう３大原因（認知症・運動器疾患・脳卒中）を予防するために、食事（Ｓ）、運動（Ｕ）、休養（Ｋ）、社会（Ｓ）、禁煙・受動喫煙防止（Ｋ）に留意する「ＳＵＫＳＫ（スクスク）生活」を提唱しており、ＳＵＫＳＫ（スクスク）生活推進事業の一環として減塩と栄養バランスのとれた食事の普及に取り組んでいる。

中心市街地などで営業する事業者等が減塩や栄養バランスのとれた「ＳＵＫＳＫ（スクスク）メニュー」を提供することにより街全体で健康づくりに取り組む環境が形成され、市民の健康寿命の延伸を図ることができる。

２．事業の内容

山形市ＳＵＫＳＫ（スクスク）メニュー認定基準（別紙）により認定し市民に周知する。

３．募集内容

（１）対象、募集要件

中心市街地などで営業する事業者等（※１）とする。店内禁煙で、健康づくり事業への協力ができ、前項２の基準によるメニューを認定メニューとし提供することができること。

認定メニューが一品料理の場合は、２メニュー以上の申請によりメニューを認定する。

（２）募集期間

令和５年４月１日から令和６年２月末日まで

（３）申請方法

ＳＵＫＳＫ（スクスク）メニュー申請書（様式１、別添1～３）に必要事項を記入し、山形市健康増進課に提出すること。

４．メニューの提供

（１）提供期間

提供開始から令和６年３月末日までとするが、本要項にそって提供を継続することは拒まない。また、メニューの提供を休止・辞退する場合は山形市ＳＵＫＳＫ（スクスク）メニュー休止・辞退届（様式３）を提出すること。

（２）食材の変更

メニューの食材に変更が生じる場合は、ＳＵＫＳＫ（スクスク）メニュー変更届（様式２）によって速やかに報告し、承認を受けること。

５．広報

山形市は「広報やまがた」「山形市ホームページ」等での事業状況報告や報道機関へのＰＲを行う。また、普及啓発用のポスター・チラシ等を作成し、飲食店に提供する。飲食店は必要に応じ普及啓発用のポスター・チラシ等を店内への掲示やお客様へ配布する。

６．令和元年度作成山形市開発メニューについて

開発メニューを提供する場合は、山形市へ申請書（様式１）を提出し、承認を得ること。
取り扱いは、認定メニューと同様とする。

７．その他

① 認定メニューについては、毎月提供数を山形市に報告すること。
② 認定メニューの開発にかかる費用（食材費、通信費等）は、飲食店の負担とする。
③ 認定メニューの営業における提供に係る費用（食材費、光熱費、人件費等）は、飲食店の負担とする。
④ 認定メニューは、申請者の所有となる。
⑤ 市の広報活動に使用するため、メニューと店舗外観等の写真及び画像の提供をすること。

※１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）で、風俗営業と規定されている飲食店を除く